

(仮称) 菊陽町町民参画・協働推進条例素案

第 7 回菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

(前文)

- ・ 菊陽町は、豊かで恵まれた自然や農地と快適な都市環境が共存しているまち。
- ・ 町民と町が日々つながりを持ち、情報を共有することで信頼関係を築くことがまちづくりの原点。
- ・ 公益は町民と町がともに作りあげるもの。
- ・ 安心、安全を実感できて暮らしやすいまち。
- ・ 人口に関係なく活気のあるまち。
- ・ 地域の人が気軽に集える施設があるまち。
- ・ 町民の満足感を高めるため、町民の意向を把握し、町民の意見を反映させた町政運営を行う必要がある。
- ・ 協働は暮らしやすい地域づくりに資する概念として、多くの人々にとって共通の理解となる必要がある。
- ・ 町民参画、協働は町や地域の課題解決と住みよいまちづくりの入口である。
- ・ 誰かが何かをしてくれるだろう、という従来の他人任せの考えからの脱却し、自治の主人公である町民と、その町民から信託を受けた町長、町議会のあらゆる知識や経験、創造的な活動を総動員して住みよい菊陽町を作るためこの条例を制定する。

(目的)

- この条例は情報共有と町民参画の基本的な事項を定めることにより、町民と町が信頼関係を築きながら町政への町民参画の推進を図り、住みよい町を協働によりつくることを目的とする。

(定義)

- 町民：町内に在住、在勤、在学する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 町：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会
- 情報共有：町の保有する情報を公開、及び提供し、又、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、町民ニーズを把握すること
- 町民参画：町の政策立案、実施及びその評価に、広く町民の意見を反映させるとともに、町民と町との協働によるまちづくりを推進することを目的として、町民が町政に参画すること
- 協働：町民と町が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して町政を充実させ、又は発展させること
- コミュニティ活動：地域住民が自発的に行う地域住民のための活動
- 町民公益活動：自発的な参加によって行われる公益性のある活動（専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動は除く）

(基本原則)

- 町民参画は、町民と町それぞれが有する情報を共有し、ともに学び合い、お互いの意向を把握し、相互理解を深めながら行う。
- 町民参画は、町民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、町民の福祉の増進及び町政運営の効率性が確保されることを基本として推進する。
- 町民参画は地方自治の本旨に基づき、町民が自主的な住民自治を基盤として町と協働することを目的とし、主体的かつ継続的に行われるようにする。
- 町民参画は、町民にとって、その機会が平等に保障される。

(町の責務)

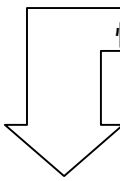
- 町は町民が自ら町政について考え、理解し、質問や意見提出ができるよう、政策に関する情報をわかりやすく公開し、説明するとともに町のビジョンを明確に示す。
- 町は町政に関する町民の質問や意見、提案等を総合的に検討し、これらに応答するため、行政組織の環境整備を行い、必要に応じ、随時その見直しを行う。
- 町民参画推進会議を設置する（実施責任者を構成員とする）。

(町民の権利)

- 町民は町及び町議会に対して、情報を求める権利を有する。
- 町民はまちづくりに参画する権利を有する。
- 町民は町政に関し学ぶ権利を有する。
- 満 20 歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい町民参画の権利を有する。

(町民の責務)

- 町民は町や地域の未来に自らの責任と役割を自覚し、当事者意識を持ちながらまちづくりに参画する。
- 町民は、町民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な町民参画に努める。
- 町民は特定の個人及び団体の利益を図ることを目的とせず、町民全体の利益を考慮することを基本として参画する。

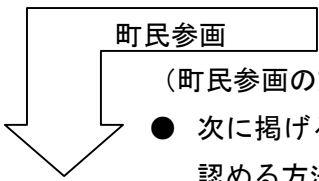


情報共有

(情報共有)

- 町民と町それぞれが有する情報を共有財産として活用するための体制の充実を図る。
 - ・ 町民参画推進計画の策定（各部（課）ごとに策定）。
 - ・ 情報共有紙の作成、配布（年数回発行？、ニセコ町の「もっと知りたい ことしの仕事」のようなもの？）。
 - ・ 情報共有センター（仮称）の設置。
 - ・ 意向調査：町民参画を促進するために、継続的な意識調査を実施する。
 - 町民は、町に意向調査の実施を求めることができる。
 - 町は意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表する。
 - ・ タウンミーティング：町は町民からの意見や要望などを聞くとともに町のビジョンを示し、意見交換を行う。
 - ・ 町民モニター：町は参加を呼びかけ、それに応じて希望した町民をモニターとして登録し、意見等を求める。
 - ・ 電子会議：インターネット上で、町民と町（あるいは町民同士）が意見交換を行う。

- 町民参画手続を要しないものでも情報の提供を行う。



町民参画

(町民参画の方法)

- 次に掲げる方法のうち実施機関が対象施策の性質を勘案して効果的かつ適切であると認める方法で行う。
- パブリックコメント手続と説明会は原則併せて行う。
 - ・ パブリックコメント手続
 - ・ 説明会
 - ・ 附属機関の委員
 - ・ 町民討議会（プランクスツェレ）
 - ・ 政策提案手続

(町民参画の対象)

- 基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画
 - 町の基本的な条例、町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限する条例
 - 町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - 生活に密着した事業（町民の関心が高い事業）
 - 金銭徴収事項
 - 行政評価の結果
 - 議員提案条例
 - 公の施設の設置や利用方法
 - その他町民が求める計画等
-
- 次に該当するものについては町民参画手続の実施を要しない。
 - ・ 緊急を要するもの
 - ・ 軽微なもの
 - ・ 参画手続が法令等により定められているもの
 - ・ 実施基準が法令等により定められているもの

(町民参画の時期)

- できるだけ早い時期で次に掲げる事項を考慮して決める。
 - ・ 参画対象事業等に対する意図や背景が十分に理解されているか。
 - ・ 町民が検討するうえで、必要となる情報をどの程度正確に提供できているか。
 - ・ 十分な理解ができるよう質問を受付、応答できるか。

(提出された意見の取扱)

- 参画手続を経て提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討する。
- 検討した経過及び結果は、情報公開条例の規定する不開示情報に該当するものを除き、速やかに公表する。

(公表の方法)

- 担当窓口での供覧及び配布
- 町ホームページへの掲載
- 情報共有紙への掲載
- その他周知すべき者に対し、効果的に周知できる方法

(パブリックコメント)

- パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表する。
 - ・ 対象とする事案の内容
 - ・ 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
 - ・ 意見の提出先、提出方法及び提出期限
 - ・ 意見を提出することができる者の範囲
- 公表を行う場合、20 日以上とする
- 提出された質問・意見について、検討し、案を修正したときは修正内容を、また修正しなかった場合、その理由を町の考えと併せて公表する。
- 必要に応じて再度パブリックコメント手続を行う。

(説明会)

- 説明会を開催するときは、次の事項を公表する。
 - ・ 対象とする事案の内容
 - ・ 開催する日時、場所
 - ・ 開催後、説明会時に行われた質疑応答の内容

(附属機関等の委員)

- 町は附属機関等の委員に町民を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選考し、幅広い人材を登用するため次のことに配慮する。
 - ・ 男女の比率
 - ・ 年齢構成
 - ・ 委員の在期数
 - ・ 他の機関の委員との兼職状況

(町民討議会（プランクスツェレ）)

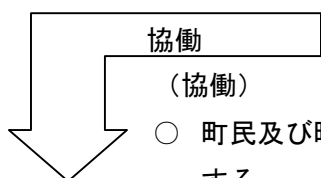
- 住民基本台帳などから無作為に町民を選び、参画を受諾した町民を委員に委嘱し、あるテーマについて討議をし、提言等の形で結論をまとめる。

(政策提案手続)

- 町民は〇人以上で政策などの案を提案することができる。
- 町は町民に政策の提案を求めることができる。
- 町民が提案したものに対して、町（あるいは町民と町）が調査研究し、その政策を実施するか否かの検討を行い、結果を公表する。

(実施責任者)

○町民参画の適正な実施を確保するため、参画実施責任者を置く



- 町民及び町は、町民と町との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意する。
 - ・ 町民の知識及び技能の町政への活用。
 - ・ 町民による協働のための情報の町への自主的提供並びに町による町民情報の積極的収集及び町民との共有。

(学習の場)

- 町や地域の課題、問題点等の抽出や解決方法について、町民と町または町民同士の自由な議論を通じた学びにより町民意見の方向性を見いだすことを目的とする集まり（以下町民ワークショップという）を開催する。
- 町民は公益活動やコミュニティ活動などについて、○人以上の連署で町民ワークショップの開催を求めることができる。

(コミュニティ・交流の場)

- 町はコミュニティ活動が盛んに行われる環境づくりなど適切な施策を実施する。
- 町は、団体、地域及び個人などが行う町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力など必要な支援を行う。
- 小学校区を単位とした地域に、地域自治を向上させるために、地域の自治会、ボランティア団体、NPO 法人、PTA などによって組織される「地域コミュニティ協議会（仮称）」を設置することができる。
- 地域コミュニティ協議会（仮称）の要請に応じて、地域コミュニティ協議会担当職員を派遣する（担当職員は参画手続実施責任者とする）。

(見直し)

- この条例は必要に応じ、随時見直しを行う。